

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 県土づくり本部農山漁村課

法令名	農地法	法令の番号	昭和27年 法律第229号						
許認可等の種類	農地転用の許可	根拠条項	第4条第1項						
審査基準	<p>農地の転用の許可にあたっては、下記法律及び通達に基づき審査している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第4条第2項 ・農地法施行令第10条、第11条、第12条、第13条、第14条 ・農地法施行規則第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条 ・農地法関係事務に係る処理基準について（平成12. 6. 1 12構改B404号 事務次官通知） 第6 法第4条関係 ・「農地法の運用について」の制定について（平成21. 12. 11 21経営4530号、21農振1598号 農林水産省経営局長、農林水産省農林振興局長通知） 第2の1 法第4条第2項関係 								
	受付機関	市町農業委員会	処理機関	農山漁村課	交付機関	市町農業委員会	標準処理期間	3週間	目次
						標準経由期間	3週間	NO	